

四日市市告示第 5 0 4 号

四日市市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援金(介護保険サービス事業所等)交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援金(介護保険サービス事業所等)交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市令和 6 年度物価高騰対策緊急支援金(介護保険サービス事業所等)交付要綱(令和 7 年四日市市告示第 2 8 9 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(申請受付期間) 第 5 条 申請受付期間は、令和 7 年 4 月 1 4 日から <u>令和 7 年 9 月 3 0 日</u> まで とする。 附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 1 1 月 3 0 日</u> 限り、その効力を失う。	(申請受付期間) 第 5 条 申請受付期間は、令和 7 年 4 月 1 4 日から <u>令和 7 年 8 月 8 日</u> までと する。 附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 9 月 3 0 日</u> 限 り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)